

2. 対象事業の目的及び概要

2.1. 対象事業の名称

2.1.1. 対象事業の名称

川口市朝日環境センター施設整備事業（以下「本事業」という。）

2.1.2. 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2.2. 対象事業の目的

川口市（以下「本市」という。）は、表 2.2-1 に示すとおり、戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター焼却棟（同 420t/日）の 2 か所の焼却施設で一般ごみの処理を行っている。いずれの焼却施設も供用開始から長期間経過しており、戸塚環境センターは、施設の耐用年数を考慮して、西棟に代わる新たな焼却施設の建設を進めている。

また、朝日環境センター焼却棟（以下「既存施設」という。）は、令和 6 年（2024 年）12 月で稼働開始から 22 年が経過しており、施設の点検、補修及び修繕を増やしているにも関わらず、運転停止につながる不具合等が頻発している状況である。このため、「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 川口市）において、再整備方式の検証を実施し、本市における安定的なごみ処理が望めることは基より、投じた費用に対する副次的な効果が最も高い建替えが望ましいと考えたものである。

本事業は、既存施設敷地内に、後述する施設整備の基本方針に従って「朝日環境センター」（以下「新施設」という。）を新設することを目的とする。

表 2.2-1 本市内のごみ焼却処理施設（現状及び将来）

【現状】

施設名称	戸塚環境センター西棟	既存施設
所在地	川口市大字藤兵衛新田290番地	川口市朝日4丁目21番33号
敷地面積	51,865.8m ²	31,025.27 m ²
竣工	3号炉：平成6年（1994年）3月 4号炉：平成2年（1990年）1月	平成14年（2002年）11月
延命化対策 （基幹的設備改良）	平成22年（2010年）12月～ 平成25年（2013年）2月	—
施設規模	3号炉：150t/24h 4号炉：150t/24h	420t/24h（140t/24h×3炉）
処理方式	ストーカ炉	流動床式ガス化熔融炉
受入供給設備	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
排ガス処理設備	半乾式（消石灰スラリー噴霧）	湿式（苛性ソーダ溶液による洗浄）・触媒脱硝
集塵装置	バグフィルタ	バグフィルタ
排水処理設備	凝集沈殿及び生物処理 （回転円板法）	凝集沈殿及び生物処理
余熱利用設備	発電：2,200 kW×2基 場内：給湯・暖房 場外：厚生会館給湯	発電：12,000 kW×1基 場内：給湯 場外：リサイクルプラザ棟給湯



【将来】

施設名称	戸塚環境センター 新焼却処理施設	新施設
所在地	川口市大字藤兵衛新田290番地	川口市朝日4丁目21番33号
施設規模	285t/日	318t/日 ^{注1)}
処理方式	ストーカ炉	3方式から選定中 ^{注2)}
供用開始	令和11（2029）年度	令和18（2036）年度

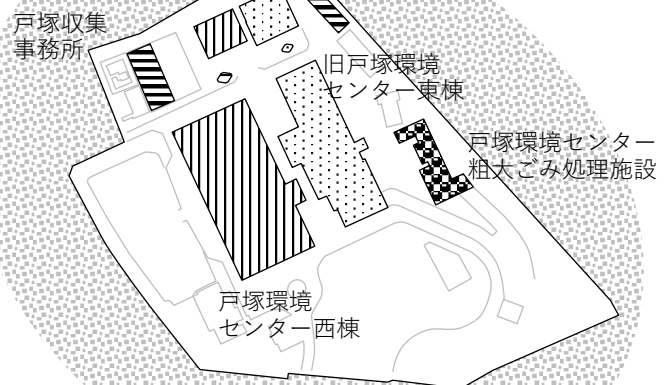
注1) 新施設の施設規模については、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和6年3月29日 環循適発第24032920号環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長）」及び令和7年度に改定が予定されている「川口市一般廃棄物処理基本計画」における将来推計値に応じて見直す予定である。

2) 処理方式は、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）、焼却方式+灰熔融、ガス化熔融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれかの方式の採用を想定している。

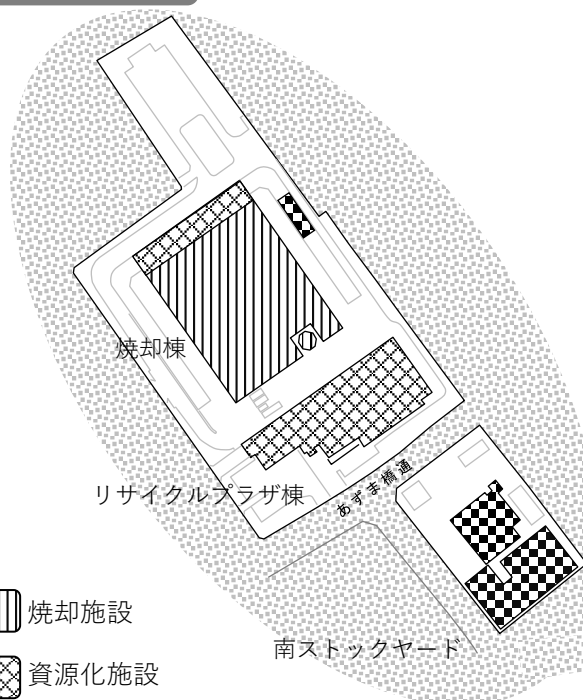
出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）



戸塚環境センター



朝日環境センター



- 焼却施設
- 資源化施設
- 粗大ごみ処理施設
- ストックヤード
- 収集事務所
- その他(廃止施設)

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

図 2.2-1 川口市の一般廃棄物処理施設及び関連施設の所在地（現状）

2.3. 対象事業の実施区域

位置：川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号

(図 2.4-1 及び図 2.4-2 参照。以下「対象事業実施区域」という。)

面積：31,025.27m²

2.4. 対象事業の規模

規模（処理能力）：318t/日



凡 例

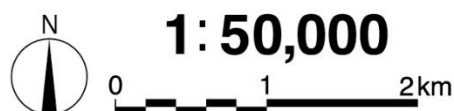
: 対象事業実施区域

—・—・—・— : 都県界

——— : 市界・区界

○ ○ ○ ○ ○ : 環境に影響を及ぼす地域（対象事業実施区域から3kmの範囲）

図 2.4-1 対象事業実施区域の位置（広域図）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



凡 例

: 対象事業実施区域

図 2.4-3 対象事業実施区域の位置（航空写真）

航空写真撮影日：2023年4月、2024年4月



1:5,000

0 100 200m

2.5. 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2.5-1 に示すとおりである。

令和 9 年度までに基本計画の策定及び基本設計の実施、並行して環境影響評価手続を実施したのち、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて事業者を選定する。令和 12 年度より事業者による実施設計の検討及び既存施設の解体工事に着手し、令和 13 年度より新施設の建設工事を開始する。新施設のプラント工事（設備機器の据付等）が完了したのち、令和 17 年度後半に試運転を開始し、同年度中に新施設を竣工、令和 18 年度より新施設の供用を開始する。

表 2.5-1 対象事業の全体工程

令和年度 項目	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
基本計画	●	●											
基本設計			●	●									
環境影響評価	●	●	●	●									
事業者選定					●	●							
実施設計							●	●					
既存施設 解体工事							●	●	●				
新施設 建設工事								●	●	●	●	●	●
試運転												●	●
新施設稼働 (供用)													●

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

2.6. 対象事業で整備する施設の概要

2.6.1. 新施設の供用開始年次

令和 18 年度（2036 年度）

2.6.2. 施設配置計画

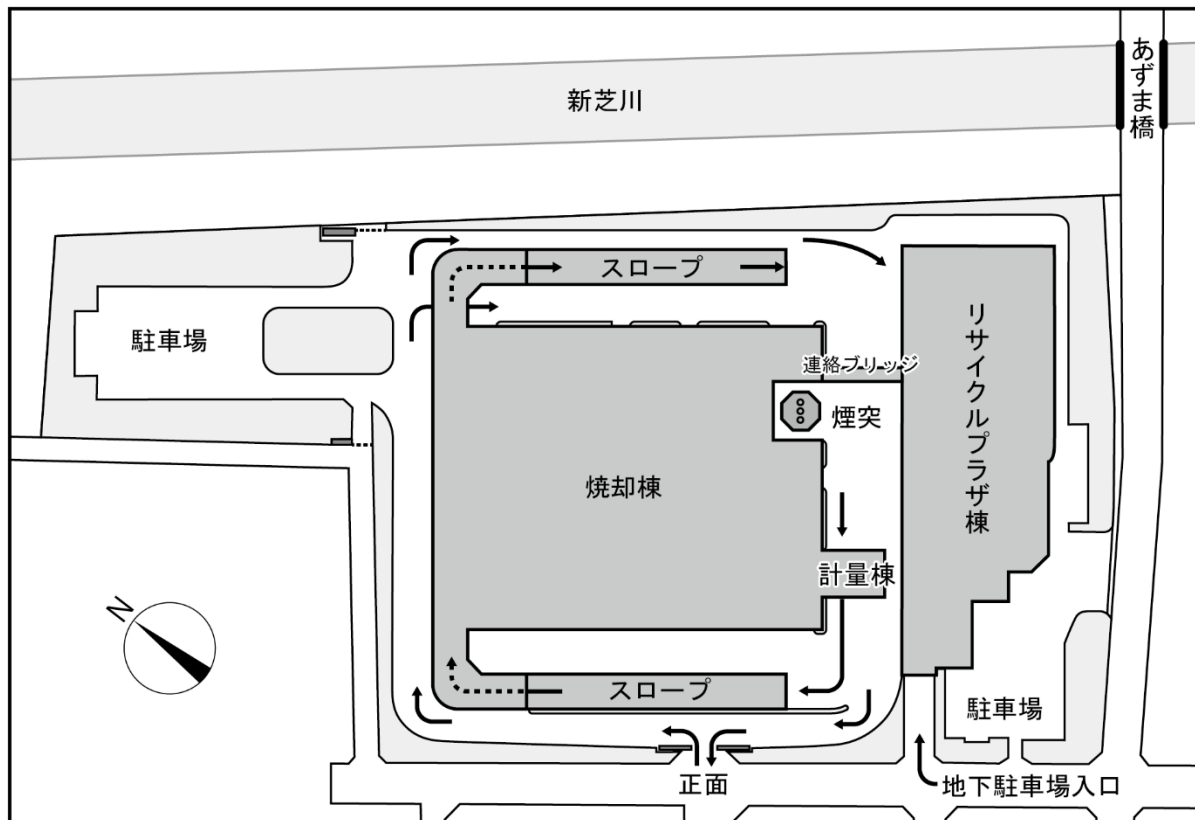
新施設の施設計画は表 2.6-1 に、施設配置計画は図 2.6-1 に示すとおりである。

本事業では、対象事業実施区域にある既存の工場棟（焼却処理施設）を解体撤去し、新施設を設置する。

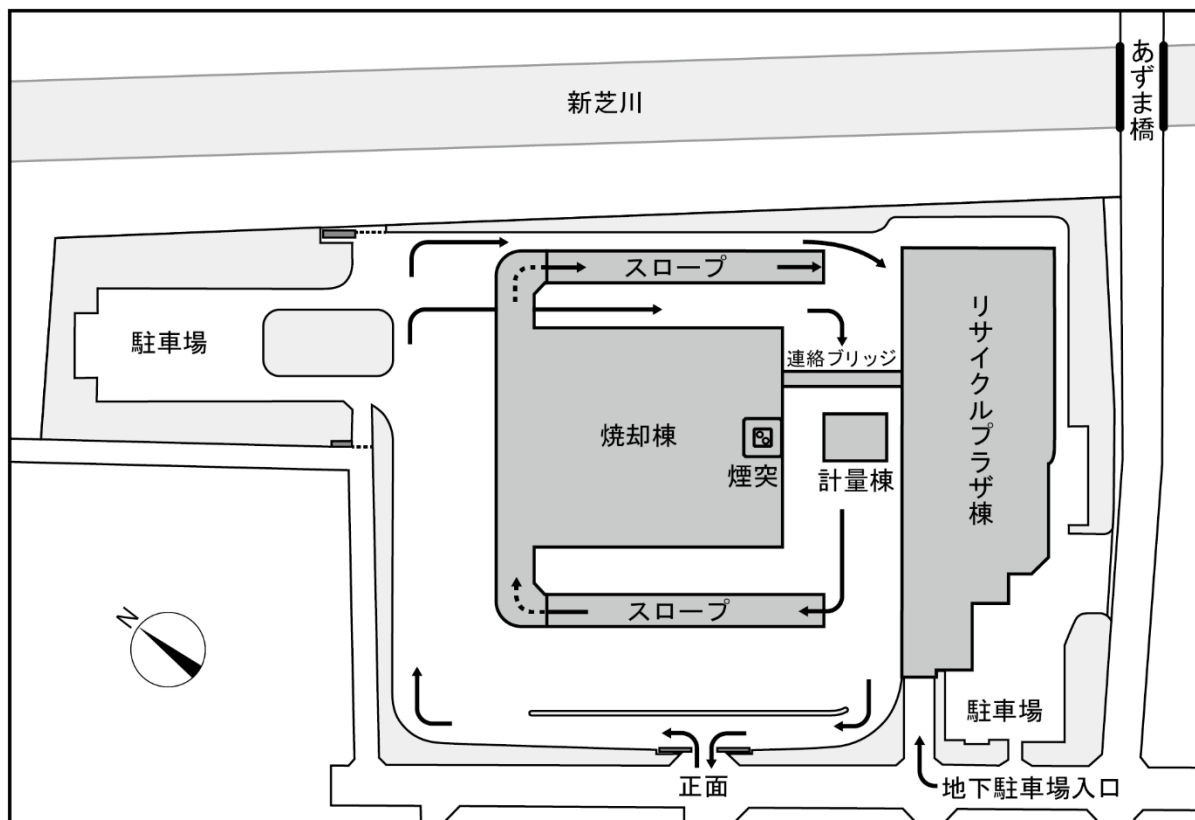
表 2.6-1 施設計画

施設名	施設規模等	処理対象物等
焼却処理施設	建屋面積：検討中 施設規模：318t/日	・一般ごみ ・他所灰 （戸塚環境センター由来） ・リサイクル残さ ・災害廃棄物
その他整備予定の施設	ランプウェイ、計量棟、駐車場、 構内道路等	—

【既存施設配置】



【新施設配置（案）】



注）本事業は焼却処理施設（焼却棟）を再整備するものであり、リサイクルプラザ棟は残地する予定である。

図 2.6-1 施設配置計画図

2.6.3. ごみ処理計画

「第 7 次川口市一般廃棄物処理基本計画」（令和 2 年 3 月 川口市）（以下「ごみ処理基本計画」という。）に基づく本市全体の計画年間ごみ処理量は、表 2.6-2 に示すとおりである。現在の減量施策を継続した場合の令和 11 年度における年間計画処理量は 175,001 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 774g/人日、同じく目標を達成した場合の年間計画処理量は 171,834 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 760g/人日と想定している。

また、朝日環境センターの再整備前・後の川口市のごみ処理フローは、図 2.6-2 及び図 2.6-3 に示すとおりである。川口市では、一般ごみは、本事業の対象施設である朝日環境センター及び戸塚環境センターで処理されている。粗大ごみは、戸塚環境センター及び鳩ヶ谷衛生センターで処理されている。資源物は、朝日環境センター内にあるリサイクルプラザで処理されている。

本事業により新たに整備する新施設は、基本的に現在の川口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものであるが、粗大ごみについては、新施設に粗大ごみの破碎設備を設置し、可燃性の粗大ごみを受け入れる。

表 2.6-2 本市全体の処理対象物と年間処理量

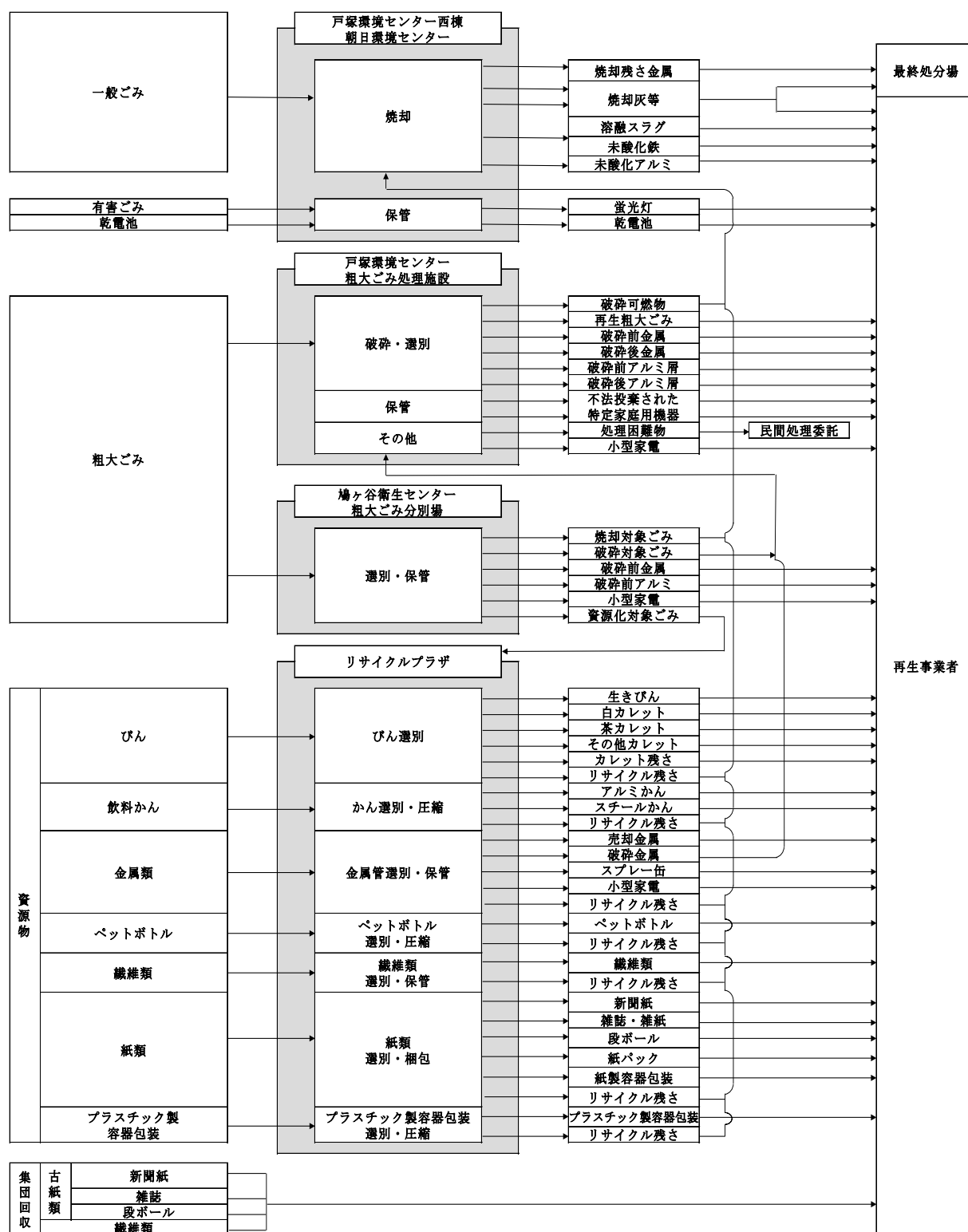
【現在の減量施策を継続した場合】

項 目		単位	令和元年度	令和6年度	令和11年度
人口		人	608,191	616,328	619,606
家庭系ごみ	一般ごみ	t/年	100,401	100,089	99,616
	粗大ごみ	t/年	6,633	7,144	7,504
	資源物	t/年	18,401	16,964	15,413
	有害ごみ（蛍光管）	t/年	11	11	11
	乾電池	t/年	67	67	68
	計	t/年	125,513	124,275	122,612
事業系ごみ	一般ごみ	t/年	44,814	43,696	42,898
	粗大ごみ	t/年	62	61	60
	資源物	t/年	21	21	21
	計	t/年	44,897	43,778	42,979
集団資源回収		t/年	12,157	10,705	9,407
災害廃棄物		t/年	3	3	3
合計	ごみ排出量	t/年	182,570	178,761	175,001
ごみ排出量原単位		g/人日	822	795	774

【目標を達成した場合】

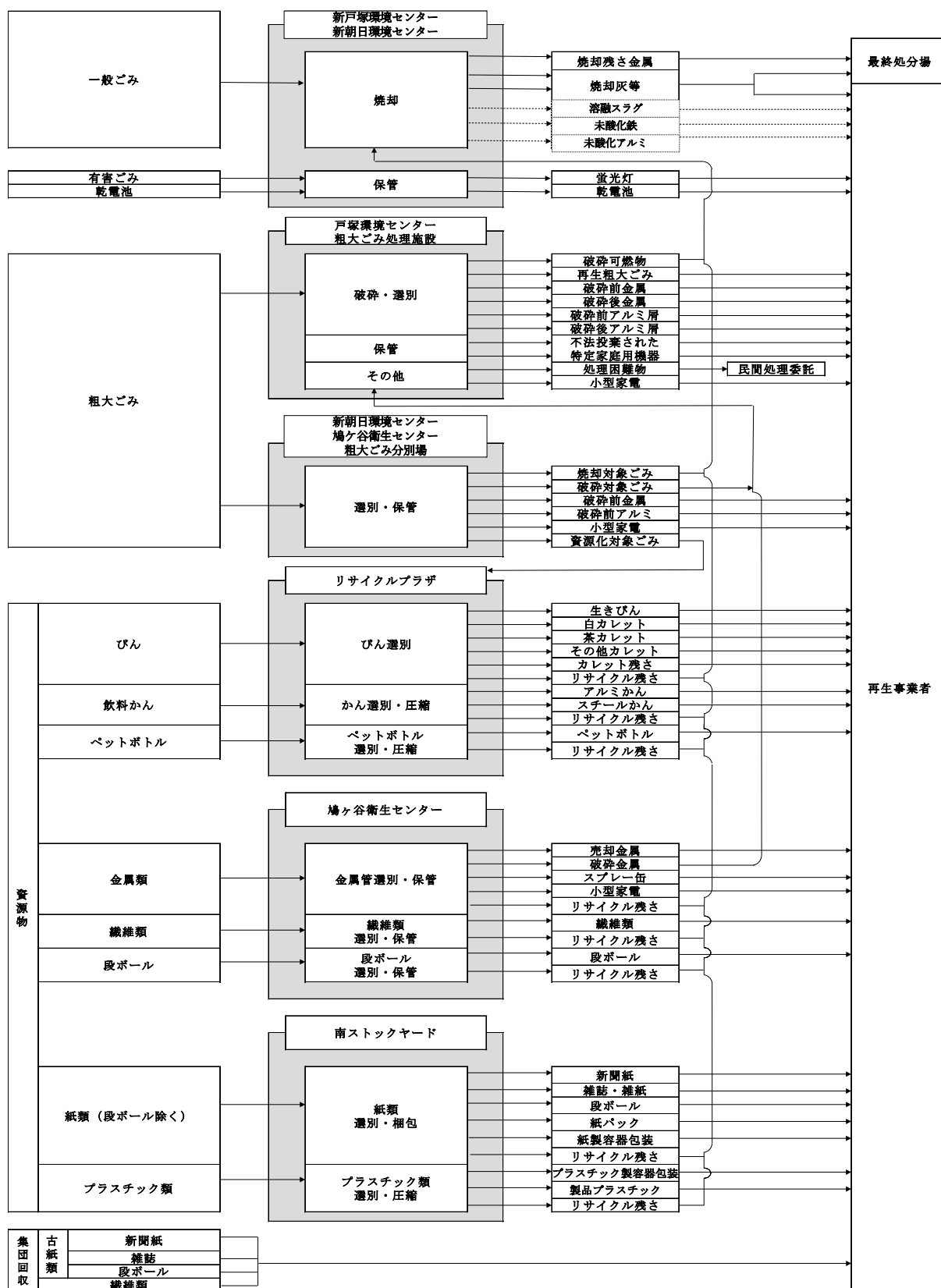
項 目		単位	令和元年度	令和6年度	令和11年度
人口		人	608,191	616,328	619,606
家庭系ごみ	一般ごみ	t/年	100,401	99,460	97,814
	粗大ごみ	t/年	6,633	7,099	7,368
	資源物	t/年	18,401	16,857	15,135
	有害ごみ（蛍光管）	t/年	11	11	11
	乾電池	t/年	67	67	67
	計	t/年	125,513	123,494	120,395
事業系ごみ	一般ごみ	t/年	44,811	43,418	42,119
	粗大ごみ	t/年	62	61	59
	資源物	t/年	21	21	21
	計	t/年	44,894	43,500	42,199
集団資源回収		t/年	12,157	10,638	9,237
災害廃棄物		t/年	3	3	3
合計	ごみ排出量	t/年	182,567	177,635	171,834
ごみ排出量原単位		g/人日	822	790	760

注）川口市の年間ごみ処理量は、令和7年度に改定が予定されている「川口市一般廃棄物処理基本計画」における将来推計値に応じて見直す予定である。



出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

図 2.6-2 朝日環境センターの再整備前の川口市のごみ処理フロー



注) 新施設の処理方式として、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）を採用した場合には熔融スラグや未酸化鉄、未酸化アルミは発生しない。

図 2.6-3 朝日環境センターの再整備後の川口市のごみ処理フロー

2.6.4. ごみ処理施設の基本方針

川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画における一般廃棄物処理施設の施設整備に関する基本方針は、表 2.6-3 に示すとおりである。

表 2.6-3 施設整備に関する基本方針

No.	内容
1	安全で安定した適正処理を行う施設を整備します。
2	施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。
3	施設内での資源回収を推進します。
4	地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーに配慮します。
5	災害発生時に対応できる施設を整備します。

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

2.6.5. ごみ焼却処理施設の概要

(1) 計画ごみ処理量

1) ごみ処理量

計画ごみ処理量は、本市の令和3年度の焼却処理量の実績値と前掲表 2.6-2 に示したごみ処理基本計画で示される、現在の減量施策を継続した場合のごみ排出量に基づく推計値の差分を令和4年度以降全ての推計値に見込んで算定した。

目標を達成した場合のごみ排出量を基に将来のごみ処理量を設定しない理由としては、減量化等の施策の効果が想定を下回った場合、計画ごみ処理量を上回るごみが発生し、市内の廃棄物の処理に支障をきたすおそれがあるためである。

なお、ごみ処理基本計画では、令和12年度以降の推計値が算定されていないため、令和12年度以降の推計値については、令和11年度と同じ量で推移するものとする。

令和11年度の本市内全体の計画処理量は、表 2.6-4 に示すとおり、147,150 t/年、うち新施設は、本市内全体の約53%に当たる77,683 t/年、うち一般ごみ（資源化施設からの可燃残さ含む）75,727 t/年、リサイクル残さ 1,956 t/年の処理を担う。

表 2.6-4 計画ごみ処理量及び施設規模（令和11年度）

焼却処理対象物	計画処理量	施設規模
川口市内全体	147,150 t/年	—
一般ごみ	139,497 t/年	—
焼却対象ごみ	1,292 t/年	—
リサイクル残さ	1,956 t/年	—
破碎可燃物	4,406 t/年	—
災害廃棄物分考慮	14,715 t/年	—
新戸塚環境センター	69,467 t/年	285 t/日
一般ごみ	63,770 t/年	259 t/日 ^{注1)}
焼却対象ごみ	1,292 t/年	
破碎可燃物	4,406 t/年	
災害廃棄物分考慮	259 t/日×0.1（施設規模の10%）	26 t/日
朝日環境センター（新施設）	77,683 t/年	318 t/日
一般ごみ	75,727 t/年	289 t/日 ^{注1)}
リサイクル残さ	1,956 t/年	
災害廃棄物分考慮	289 t/日×0.1（施設規模の10%）	29 t/日

注1) 新戸塚環境センターが竣工する令和11年（2029年）度以降に、川口市内の焼却施設に必要とされる施設規模は548 t/日（＝147,150 t/年÷365日÷0.767（実稼働率）÷0.96（調整稼働率））であり、新戸塚環境センターの平時の処理能力が259 t/日であることを考慮すると、令和11年（2029年）度以降で朝日環境センター焼却棟に必要な施設規模は289 t/日となる。

2) 新施設の施設規模については、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和6年3月29日 環循適発第24032920号環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長）」及び令和7年度に改定が予定されている「川口市一般廃棄物処理基本計画」における将来推計値に応じて見直す予定である。

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

2) 施設規模

新施設の年間計画処理量に対応した施設規模は前掲表 2.6-4 に示したとおり 318 t/日である。

3) 計画ごみ質

新施設において処理するごみの計画ごみ質は、表 2.6-5 に示すとおりである。

表 2.6-5 計画ごみ質

組成		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分 (%)	水分	56	40	23
	可燃分	37	53	70
	灰分	7	7	7
低位発熱量 ^{注)} (kJ/kg)		7,000	11,200	15,400
単位体積重量 (t/m ³)		0.186	0.141	0.096

注) 製品プラスチックを含めて焼却した場合の発熱量を示す。

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

(2) 施設諸元

新施設の諸元は、表 2.6-6 に示すとおりである。

施設規模は 318 t/日（2 炉構成）とする。川口市のごみ排出量は、平成 25 年（2013 年）度から減少傾向が続いており、将来の焼却処理量も減少することから、新施設は既存施設よりも施設規模が小さくなる。

なお、処理方式は今後決定する予定であり、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）、焼却方式+灰溶融、ガス化溶融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれかとする。

表 2.6-6 施設諸元

項目	新施設	既存施設
施設規模	318t/日 ^{注)}	420t/日
焼却炉系列数	2系列	3系列
処理方式	3方式から選定中	流動床式ガス化溶融方式
運転時間	24時間連続運転	24時間連続運転
年間稼働日数	1炉当たり280日程度	1炉当たり280日程度
煙突高さ	検討中	100m

注) 焼却方式+灰溶融、ガス化溶融方式を採用した場合、新戸塚環境センターの主灰を溶融処理してスラグ化する。

出典：「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和6年3月 川口市）

(3) 主要設備

新施設の主要設備は、表 2.6-7 に示すとおりである。余熱利用設備は検討中であり、メーカーヒアリングを踏まえ、今後設定する。

表 2.6-7 主要設備の概要

主要設備	新施設	既存施設
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	3方式から選定中	流動床式ガス化溶融方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
排ガス処理設備	乾式（活性炭及び消石灰吹き込み）・触媒脱硝（必要に応じ）	湿式（苛性ソーダ溶液による洗浄）・触媒脱硝
余熱利用設備	検討中	発電：12,000 kW×1基 場内：給湯 場外：リサイクルプラザ棟給湯
通風設備	平衡通風方式	平衡通風方式
灰出し設備	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式
給水設備	上水、再利用水	上水、再利用水
排水処理設備	公共下水道放流	公共下水道放流

(4) 焼却残さの処理・処分方法

焼却処理に伴い発生する焼却残さの処理・処分方法は処理方式を踏まえ、今後設定する。なお、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）を採用した場合には、溶融スラグや未酸化アルミ等は発生しないものの、焼却方式+灰溶融、ガス化溶融方式（シャフト式又は流動床式）と比較して、焼却金属残さ及び焼却灰等の発生量が多くなる。

2.6.6. 公害防止及び環境保全に関する計画

(1) 大気汚染

1) 排出諸元

新施設の排出諸元は、表 2.6-8 に示すとおりである。

排出諸元は、内筒本数を除きいずれも検討中であり、メーカーヒアリングを踏まえ、今後、設定する。

表 2.6-8 排出諸元

項 目	単位	新施設	既存施設
湿り排ガス量	m ³ N/h	検討中	38,105
乾き排ガス量	m ³ N/h	検討中	30,682
排ガス温度	℃	検討中	200
煙突高さ	m	検討中	100
煙突頂部口径	m	検討中	1.4
内筒本数	本	2	3

注) 排ガス量は、高質ごみ時1炉当たりの数値を示す。

2) 排ガス処理方式

新施設の排ガス処理方式は、表 2.6-9 に示すとおりである。

表 2.6-9 排ガス処理方式

項 目	新施設	既存施設
ばいじん	ろ過式集じん機	ろ過式集じん機
硫黄酸化物及び塩化水素	乾式除去方式	湿式除去方式
窒素酸化物	触媒脱硝（必要に応じ）	触媒脱硝
ダイオキシン類	活性炭吸着＋触媒分解（必要に応じ）	活性炭吸着＋触媒分解
水銀	ろ過式集じん機 活性炭噴霧	ろ過式集じん機

3) 公害防止基準

新施設の大気汚染に係る公害防止基準は、表 2.6-10 に示すとおりである。

排ガスに係る公害防止基準は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、埼玉県生活環境保全条例規制値よりも更に厳しい値を適用するものとした。

表 2.6-10 大気汚染に係る公害防止基準

項 目	単位	新施設	既存施設	法令基準値 (新設対象)
ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.01	0.04
硫黄酸化物	ppm	10	10	36.7 Nm ³ /h ^{注1)} (681ppm ^{注2)})
窒素酸化物	ppm	50	50	250
塩化水素	ppm	10	10	430
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05	0.05	0.1
水銀	mg/Nm ³	30	-	30

注1) 大気汚染防止法施行規則第3条に基づき算定した硫黄酸化物の許容限度量 (K 値 = 2.34)

2) 注1の許容限度量から換算した排ガス中の硫黄酸化物濃度

4) 大気汚染防止対策

新施設での大気汚染防止対策は、以下に示す事項を検討している。大気汚染防止対策の具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。
- ・排出ガス処理設備を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。

(2) 水質汚濁

1) 給水計画

新施設において施設の稼働のために使用するプラント用水及び生活用水の給水方法は、今後のプラントメーカーの提案により決定する。

2) 排水計画

新施設におけるプラント排水及び生活排水等は、公共下水道に放流する計画である。

(3) 騒音・低周波音・振動

1) 公害防止基準

新施設の騒音及び振動に係る公害防止基準は、表 2.6-11 及び表 2.6-12 に示すとおりである。

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準よりも更に厳しい値を適用するものとした。

表 2.6-11 騒音に係る公害防止基準

時間区分 区域区分	単位	朝 午前6時～ 午前8時	昼 午前8時～ 午後7時	夕 午後7時～ 午後10時	夜 午後10時～ 午前6時
新施設	dB(A)	50以下	55以下	50以下	45以下
既存施設	dB(A)	50以下	55以下	50以下	45以下
法令の規制値 (第4種区域)	dB(A)	65以下	70以下	65以下	60以下

表 2.6-12 振動に係る公害防止基準

時間区分 区域区分	単位	昼 午前8時～午後7時	夜 午後7時～午前8時
新施設	dB	60以下	55以下
既存施設	dB	60以下	55以下
法令の規制値 (第2種区域)	dB	65以下	60以下

2) 騒音・低周波音・振動防止対策

新施設での騒音・低周波音・振動の防止対策は、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型・低振動型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、建築物内に配置し、騒音・振動の施設外部への伝ばの防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。
- ・特に騒音の発生が想定される設備機器は、専用室に配置し、防音対策を講じる。
- ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝ばを防止する装置等を設置する。
- ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。

(4) 悪臭

1) 公害防止基準

新施設の悪臭に係る公害防止基準は、表 2.6-13 に示すとおりである。
悪臭防止法に基づく規制基準よりも更に厳しい値を適用するものとした。

表 2.6-13 悪臭に係る公害防止基準

	1号規制基準（敷地境界線）	2号規制基準（煙突排出口）
新施設	臭気指数：15	臭気指数：55
既存施設	臭気指数：15	臭気指数：55
法令の規制値（C区域）	臭気指数：18	臭気指数：58

2) 悪臭防止対策

新施設での悪臭の防止対策は、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・新施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。
- ・プラットフォーム出入口にはエアカーテンを装備する。
- ・プラットフォーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットフォーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。
- ・「悪臭防止法」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。

(5) 低炭素化

1) 余熱利用

可燃ごみ等の焼却処理により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定である。

循環型社会形成推進交付金制度の交付率 1/2 の適用を受けることを念頭に、新施設でのエネルギー回収率は 22.0%以上を目標とする。

2) 地球温暖化防止

A. 温室効果ガス排出抑制等指針

地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとする。

イ. 温室効果ガス等削減技術導入の検討

地球温暖化防止及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、再生可能エネルギーや温室効果ガス等削減技術導入の検討を実施する。また、長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。

(6) 緑化計画

対象事業実施区域内の緑化に当たっては、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・緑地面積について、事業の実施に伴い対象事業実施区域内の既存緑地を改変する可能性があるものの、供用後においては工場立地法に基づき対象事業実施区域の 20%以上を確保する。
- ・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。
- ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気の緩和を考慮する。
- ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。
- ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

2.6.7. 車両運行計画

(1) 搬入時間

新施設への廃棄物の搬入時間は、表 2.6-14 に示すとおりとする。

表 2.6-14 新施設への廃棄物の搬入時間

曜日	月曜日から金曜日まで	土曜日
時刻	8時00分から11時30分まで 13時00分から16時00分まで	8時30分から12時00分まで

注1) 祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日）は、自己搬入車両及び許可業者の収集運搬車両の受け入れを行わない。

2) 年末年始の受け入れは別途決定する。

(2) 搬入・搬出車両台数

施設供用の開始となる令和 18 年度時点で、新施設に搬入・搬出する車両台数は、表 2.6-15 に示すとおりとする。

表 2.6-15 廃棄物等搬入・搬出車両台数（令和 18 年度時点推計）

単位：台/日（片道）

種別		令和18年度 推計台数	令和5年度 実績台数	備考
搬入車両	焼却処理施設関連	213	225	一般ごみ等
	粗大ごみ処理施設関連	146	94	粗大ごみ等
	その他（資源物関連）	146	185	資源物、有害ごみ等
搬出車両	焼却処理施設関連	1	1	焼却灰、残さ物等
	粗大ごみ処理施設関連	5	3	資源物等
	その他（資源物関連）	12	16	資源物、有害ごみ等
合計		523	524	

注1) 廃棄物等搬入・搬出車両台数は、令和7年度に改定が予定されている「川口市一般廃棄物処理基本計画」における将来推計値に応じて見直す予定である。

- 2) 新施設の処理方式について、焼却方式（ストーカ式又は流動床式）を採用した場合には熔融スラグや未酸化アルミ等は発生しないものの、焼却方式+灰溶融、ガス化溶融方式（シャフト式又は流動床式）と比較して、焼却金属残さ及び焼却灰等の発生量が多くなることから搬出車両台数は増加する可能性がある。

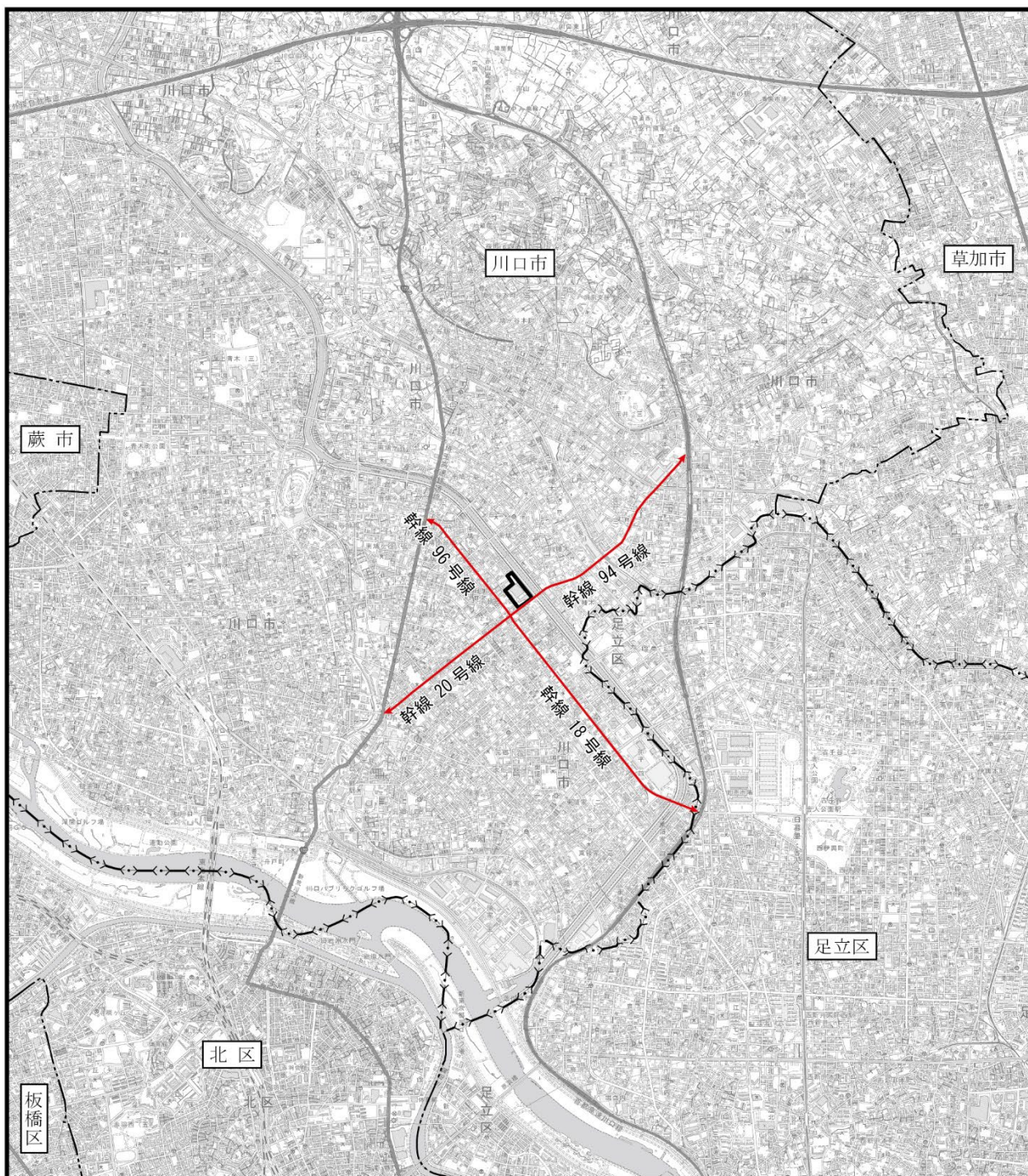
(3) 車両の運行ルート

搬入・搬出車両の主要な走行経路は、図 2.6-4 に示すとおりであり、南平工業団地通り（市道幹線第 18 号線、市道幹線第 96 号線）及びあずま橋通り（市道幹線第 20 号線、市道幹線第 94 号線）を経由することを基本とする。

(4) 廃棄物等搬入・搬出車両による負荷の軽減

廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後決定する。

- ・ごみ収集車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車、低燃費車及び九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。
- ・ごみ収集車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 5 時までの運行計画とする。
- ・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
- ・ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。



凡 例

図 2.6-4 資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行ルート

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 資材運搬等の車両、
ごみ収集車両等の主要な走行ルート



1: 50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

2.6.8. 工事計画

(1) 工事工程

新施設整備に係る工事工程は、表 2.6-16 に示すとおりである。

令和 13 年度に既存施設の解体撤去を完了する。令和 13 年度に新施設の建設工事を開始、令和 17 年度までに工場棟及び計量棟を竣工する。

表 2.6-16 工事工程の概要

令和年度 項目	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
既存施設解体撤去	●	●				
工場棟建設工事		●	●	●	●	●
計量棟建設工事						●

(2) 工事用車両の運行ルート

工事用の資材・機材の搬入等に使用する工事用車両の主要走行ルートは、前掲図 2.6-4 に示すとおり、南平工業団地通り（市道幹線第 18 号線、市道幹線第 96 号線）及びあずま橋通り（市道幹線第 20 号線、市道幹線第 94 号線）を経由することを基本とする。

(3) 工事中の環境保全対策

工事中の環境保全対策として、以下に示す事項の実施を検討する。

1) 大気汚染防止

- ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。
- ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- ・敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置するほか、適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
- ・資材運搬等の車両及びごみ収集車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車、低燃費車及び九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。
- ・資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。
- ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
- ・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、資材運搬等の車両出入口付近にて水洗いを行う。

2) 騒音・振動防止

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型・低振動型の機種を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。
- ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- ・敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝ば防止を図る。
- ・資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。
- ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないような計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

3) 水質汚濁防止

- ・工事中に発生する濁水は、関係法令等で定められた基準値を下回る水質で公共下水道に放流する。

4) 土壌汚染防止

- ・工事に際しては、必要に応じて散水を行い、土壌の飛散の防止に努める。
- ・建設発生土については、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土壌の飛散の抑制に努める。
- ・土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づく手続きを行い、拡散防止策を実施する。
- ・本事業の実施に伴う掘削土を搬出する場合は、汚染物質について搬出先の受入基準との適合状況を調査し、調査結果に応じて適切な対応を図る。

5) 廃棄物発生抑制

- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。
- ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。
- ・建設残土については、場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。
- ・本事業の実施に伴う掘削土を搬出するにあたって、汚染土壌やカーバイドくずが確認された場合には、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する。

6) 温室効果ガス発生抑制

- ・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。
- ・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
- ・ 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。
- ・ 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。